

平成30年度 前期選抜の選抜・評価方法

学校番号  
千葉県立 高等学校 全日制の課程 普通科

1 期待する生徒像

学習成績が優秀で、部活動・特別活動等、中学校生活全般にわたり特に積極的な取組を行った生徒。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 作文	字数：301字以上600字以内 検査時間：50分

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	10点未満の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書 アの数値に、イ～エについて加点（上限35点）したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	算式1で求めた数値で評価する。 評定1がある場合、選択教科の評定にCが3教科以上ある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	3か年皆勤である場合は加点する。 第3学年における欠席が10日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○が3つ以上の場合は加点する。
エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項	生徒会活動、部活動で特に積極的に取り組んだと認められる記述については加点する。
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 作文〔20点満点〕

2名の評価者が、アの評価項目について、評価基準に基づき、a（優れている）・c（問題がある）の2段階で評価する。また、イの評価項目について、評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

アの評価項目はaを3点、cを1点とする。また、イの評価項目はaを7点、bを4点、cを1点とし、2名の評価者の評価（各10点満点）を合計し、得点化する。

評価cがある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 字数・全体構成	指定された字数に対して過不足がない。 全体としてまとまりがある。
イ 内容・文章表現	与えられたテーマに対して内容が適切である。 文章表現が適切である。

#### 4 選抜方法

##### (1) 選抜の方法

「学力検査の成績」，「調査書の得点」，「第2日の検査（作文）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ，各選抜資料の評価等について慎重に審議しながら，予定人員までを入学許可候補者として内定する。

< 総得点の満点の内訳 >

学力検査 の成績	調査書の得点		第2日の検査の得点	総得点
	評定（算式1）	加点	作文	
500点	$(135 + \alpha - m)$ 点	35点	20点	$(690 + \alpha - m)$ 点

（算式1）  $\alpha$ ：県が定める評定合計の標準値95

$m$ ：当該志願者の在籍する中学校の第3学年（義務教育学校にあっては，後期課程の第3学年）の評定の全学年の合計値の平均値

##### (2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には，選抜資料に加える。ただし，提出されたことにより，不利益な取扱いはしない。

イ 入学許可候補者に内定した者のうち，隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による内定者数が，細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

#### 5 その他

過年度卒業者については，第2日の検査終了後，別途個人面接を行う。

## 後期サンプル

平成30年度 後期選抜の選抜・評価方法

学校番号

千葉県立

高等学校 全日制の課程 普通科

### 1 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書

### 2 評価項目及び評価基準

#### (1) 学力検査

評価項目	評価基準
5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
個々の教科の得点	10点未満の教科がある場合は、審議の対象とする。

#### (2) 調査書

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	算式1で求めた数値で評価する。 選択教科の評定にCが3教科以上ある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	記載内容について、総合的に判定する際の参考とする。 第3学年における欠席が20日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	各記載内容について、総合的に判定する際の参考とする。
エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項	
オ 総合所見	

### 3 選抜方法

#### (1) 選抜の方法

平成30年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に従い判定する。
----------------------------------

#### (2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをしない。
イ 入学許可候補者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

### 4 その他

過年度卒業者については、検査終了後、別途個人面接を行う。
------------------------------